

指定地域組織世話人の選任について

指定地域組織世話人の選任などは以下に従って各指定地域組織の代表が行うものとする。

1. 指定地域組織世話人の要件

- (1) JPTEC インストラクターであること、職種は問わない。
- (2) JPTEC インストラクターコースまたは JPTEC プロバイダーコースにおいて、コース運営担当者またはコース担当責任医師としてコース開催経験があること。
- (3) JPTEC 協議会の目的に賛同し、事業推進に熱意を持っていること。

2. 指定地域組織世話人選任の手順

- (1) 指定地域組織世話人の要件を満たす者を指定地域組織世話人 2 人が連名で推薦。
- (2) 指定地域組織の議を経て、指定地域組織の代表が選任。

3. 指定地域組織世話人の任期および再任

- (1) 指定地域組織世話人の任期は指定地域組織が定める。
- (2) 指定地域組織世話人は再任することができる。ただし、任期期間中に JPTEC インストラクターコース、JPTEC プロバイダーコース、JPTEC プロバイダー更新コース、JPTEC ミニコースおよび JPTEC ファーストレスポonderコースにおいてコース運営担当者、コース担当責任医師またはコース世話人として積極的に JPTEC 事業推進に参加していなければならない。

4. 指定地域組織世話人資格の喪失

JPTEC インストラクターの資格を失った場合は指定地域組織世話人資格を喪失する。

5. その他

この決定事項は、平成 16 年 3 月 17 日から施行する。